

3防危第 251-2号  
令和3年6月28日

各愛知県新型コロナウイルス感染対策本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 愛知県知事

イベント開催の事前相談に係る手続等の変更について(通知)

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡により、主催者等からの事前相談を行っていただいているところですが、別添のとおり、同室長から令和3年6月17日付けで事務連絡が発出されました。

については、2021年7月1日以降の事前相談は、別添「イベント開催の事前相談等に係る手続きについて(2021年7月1日以降受付)」に基づき実施しますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、関係施設管理者及び関係団体へ事務手続きの変更等について周知いただくとともに、引き続き、適切な感染拡大防止措置に取り組んでいただきますようお願いいたします。

< 県 WEB ページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

< 内閣官房事務連絡 >

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210617\\_2.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210617_2.pdf)

担当 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部  
特措法対策チーム  
防災安全局防災部防災危機管理課  
啓発グループ(松浦)

内線 2560

電話 052-954-6190(ダイヤルイン)